

三木町農業委員会  
令和2年11月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会  
令和2年11月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 令和2年11月20日  
(会議時間) 13:30～15:20  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター 農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番 松田 隆雄	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄 (欠席)
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者)
9番 小川 正則 (欠席)	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之	

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 奥畑佑輔係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について

(4) その他

## 事務局

それでは、11月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等13件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。また本日は、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定につきましてもご審議いただけたらと存じます。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、川田委員と鈴木博之委員をお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字北地 1筆 1,097㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：相手方の要望  
譲受理由：相手方の要望  
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：下高岡字鳥打 5筆 1,720㎡  
地目：田4筆、畑1筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転贈与

番号3 申請地：下高岡字駒足 12筆 5,465㎡  
地目：田8筆、畑4筆  
譲渡理由：子への贈与  
譲受理由：親より受贈  
権利：所有権移転贈与

番号4 申請地：井戸字熊田 1筆 548㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：耕作不便・低生産地のため  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、相手方の要望により売買するものです。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、譲渡人の労力不足により近隣耕作者である譲受人に贈与するものです。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、親から子への贈与になります下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲渡人の耕作不便により近隣耕作者の譲受人に売買するものです。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。

7番委員

番号1については、譲渡人は、水道工事など土木の仕事をやっています。忙しい時には譲受人に農業を手伝ってもらっていた経緯があり、このたび譲受人に売買するものです。譲受人は農業のベテランですので、特に問題はないと思います。

13番委員

番号2については、全部で5筆ありますが、実質1枚の農地になっています。長年譲受人が耕作していたということで問題はないと思います。

番号3については、譲受人は、補助金を活用し新規就農をされた方で、今年で5年目になります。その補助金を受ける条件として、5年のうちに農地を受け継ぐという条件があり、それを今回贈与の形で実行したもので、問題ないと思います。

2番委員

近隣で耕作されている方に売買するもので、問題ないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字北中川 1筆 474㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 686.15㎡  
造成時期：平成2年頃から

番号2 申請地：下高岡字鳥打 2筆 105㎡  
地目：畑2筆  
現況：宅地2筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 327.27㎡  
造成時期：昭和30年頃から

番号1について説明します。

番号1は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字高尾 2筆 835㎡  
地目：畑2筆  
現況：畑2筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買

- 番号2 申請地：池戸字高尾 2筆 611㎡  
地目：田1筆、畑1筆  
現況：田1筆、畑1筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買
- 番号3 申請地：池戸字上池 1筆 127㎡  
地目：畑1筆  
現況：畑1筆  
目的：進入路、駐車場  
権利の種類：使用貸借権設定  
併用地：宅地等 241.31㎡
- 番号4 申請地：田中字中免 1筆 943㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：仮設事務所平屋建 1棟 10㎡  
仮設トイレ平屋建 1棟 1㎡  
資材置場  
権利の種類：賃借権設定  
一時転用 令和3年3月11日まで
- 番号5 申請地：氷上字東ツフロ木 2筆 858㎡  
地目：田2筆  
現況：田2筆  
目的：作業所平屋建 1棟 230㎡  
車輛置場  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地 499.02㎡
- 番号6 申請地：井戸字熊田 1筆 631㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：駐車場  
権利の種類：賃借権設定  
併用地：宅地 357.48㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が

提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。なお、県営田中北部ほ場整備事業の工事を行うため令和3年3月11日までの一時転用するものです。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

7番委員

それでは、現地調査の報告を行います。11月分の農地法関連の申請について去る、令和2年11月12日(木)の午前9時から4条申請2件、5条申請6件、非農地証明願1件につきまして、高尾会長、溝渕職務代理者、鈴木委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1、2です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの補足説明をお願いします。

## 8 番委員

4 条申請番号 1 については、何の問題もありません。

## 1 3 番委員

4 条申請番号 2 については、既に納屋が建っており、周囲に影響もなく問題はあります。

## 会長

5 条申請番号 1 と 2 については、位置図を見ていただきますと隣り合っている場所になります。番号 1 については、現状、藪化しているところですが、これをソーラー発電にするということで、特に問題ないと思います。

番号 2 については、そのすぐ下の土地で、譲受人が、会社名は違いますが、代表取締役は一緒ということで、これもちょっと小高いところで続けてソーラー発電にするということです。農地として、現状をみても再生して使えるようになるには難しいと思いますので、問題ないと判断しています。

## 4 番委員

5 条申請番号 3 については、場所は農学部駅から西側で、位置図を見ていただくと、緑で囲っているところが宅地になっているのと、進入路は公衆用道路になっています。この公衆用道路を利用して、新しく駐車場等の造成をするということで、特に問題はないと思います。

## 1 番委員

5 条申請番号 4 については、田中地区の北部基盤整備事業に伴う現場事務所で一時転用であって別に問題はないと思います。

## 1 4 番委員

5 条申請番号 5 については、譲受人は併用地になっている部分に住んでいます。その横に事業用地として申請したものです。

## 2 番委員

5 条申請番号 6 については、農免道路沿いの病院から東へ行った信号を越したところに譲受人の事務所があり、駐車場が狭いため、すぐ西側に駐車場を増やすということで、特に問題はないと思います。

## 会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

## 1 番委員

5 条申請番号 1 と 2 ですが、譲受人の会社は違いますが、番号 2 への進入路がないように思うのですが、これは同じ会社と見ていいんですか。

会長

そうですね。会社の名称は違いますが、代表取締役は同じですので、関連会社と確認しています。他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：上高岡字北山田 642㎡

地 目：田

目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、周囲を山林に接しており、平成6年頃には自然改廃し、周囲の山林に取り込まれるように山林化したもので、このたび申請に至ったものです。

会長

ありがとうございました。今回、現地調査の際に現場を確認しております。現状は山林化しております。位置図にありますように、中ほどに住居がありますが、誰も住んでおらず、宅地の敷地も山林化するのにも目に見えておる状況で頭が痛いですが、なかなか打つ手がないというところでは。

それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が28件、再設定が32件、転貸8件で合計68件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

ご自身所有農地を農地機構を通してご自身が代表の法人に貸し付けているのはどういう理由からですか。

事務局

これにつきましては、法人が認定を受けております。様々な補助を受けるには、認定農業者である法人で申請する必要があります。現状だと個人の自作地であり、法人としての経営面積がない状況となります。そのため、個人から法人に貸付することで、法人で農業経営を行っているということになります。

4番委員

参考までに聞きたいのですが、奥山の方で貸し借りがされておりますが、結構な面積をされているようですが、山間部のイメージがあり、1町6反もできるのですか。

10番委員

こちらの地区は基盤整備をしているため、大きい面積での経営ができます。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

賛成多数で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：氷上字下氷谷原 749㎡

地目：田1筆

解約日：令和2年11月5日

解約理由：売買のため

番号2 申請地：池戸字高尾 468㎡

地目：田1筆

解約日：令和2年10月31日

解約理由：本人耕作

番号3 申請地：池戸字高尾 468㎡

地目：田1筆

解約日：令和2年10月31日

解約理由：本人耕作

番号1については、売買のために解約するものです。

番号2と3については、本人耕作のため担い手と農地機構、農地機構と農地の出し手農家が解

約するものです。

続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：井戸字熊田 1, 031㎡  
地目：田1筆  
解約日：令和2年10月31日  
解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：井戸字熊田 1, 770㎡  
地目：田1筆  
解約日：令和2年10月31日  
解約理由：借り手の変更

番号1と2については、借り手の変更のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。借り手の変更となっていますが、次の方は見つかっているのですか。

事務局

農地機構を通じて、担い手に貸し付けるという話を聞いております。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定についてご説明申し上げます。本件は、昨年度に実施した地籍調査事業の調査ででた地目の認定について農地がらみにつままして、農業委員会に意見の照会をしていくものであります。

(地籍調査について及び資料説明)

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

4番委員

番号1についてですが、畑1, 246㎡が、調査後合筆されて山林4, 854㎡になっていますが、これについても境界立会したうえで面積が増えるという、こんなに違うというのは他にもあるのですか。

事務局

はい。地積につまましても元々登記簿上の面積は明治時代の古い制度で測量している状況でありますので、新しく測量したら面積は、ほぼ必ず増えるか減るかの変動があります。今回質問の案件につまましては、山林であった元々の筆の面積が大きかったので、その山林の面積とあわせて、4, 854㎡となっています。畑1, 246㎡が4, 854㎡になったというわけではありません。合筆後の筆を測量し直した結果この面積になったということです。

13番委員

既に亡くなられている方名義の農地の場合はどうなるのですか。

事務局

それにつまましては、地籍調査で変更されるのは、現況に合わせた地目だけです。所有者の名義は変わりません。なので、亡くなられた方名義のまま残ってしまうことになります。

1番委員

農道が狭いから個人の土地を提供して広げている場合どうなるのですか。

事務局

状況等によりますが、元の農道の幅が分かるようであれば、その幅が農道、個人で提供された部分を個人名義の公衆用道路とするようにしています。農道に並行して個人名義の公衆用道路があるという形になります。

会長

この事業が終わるまでに20から30年かかるという話を耳にするのですが、実際のところ

どの程度かかる予定で進めているのですか。

事務局

南の端までいくのは30年の予定でしています。ただこの事業は国の交付金を活用していますので、その状況によって期間は変わると思います。

会長

ありがとうございました。

その他になりますが、報告になりますが、農業委員会の役員で、昨年もお願ひしたのですが、役員の中で代表役員を決めていただいて、定例会と定例会の間で、細かな事務処理とかがあり、その判断を私と職務代理でやっているのですが、2人より3人で決めていった方が、間違いが少ないだろうということで、先般の役員会で諮って代表役員を決めていただきました。役員会の中で藤澤委員と決まりましたので、皆さんの承認をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長

承認をいただいたということで進めていきたいと思います。

何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年11月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_